

岐阜県消防団協力事業所認定事業者のみなさまへ(税務手続のご案内)



令和4年4月 岐阜県

知事又は県事務所長から消防団協力事業所に係る認定を受けた事業者のみな
さまが、認定された事業年度(年)分 ※ の事業税の軽減を受けるために必要な
手続きについてご案内します。 ※ 基準日ごとに認定を受ける必要がありますのでご注意ください。

○個人事業者の場合：手続は不要です。

8月上旬以降にお送りする納税通知書に軽減後の税額が記載されますので
確認のうえ納付してください。

- 認定取消(変更)を受けたことにより納税額が増加する場合は、増額後の通知書をお送りします。

○法人事業者の場合：確定申告書に必要事項を記載してください。

- ① 軽減額を計算してください(不均一課税計算書を使用)。
- ② 確定申告書に①で計算した軽減額と軽減後の税額を記載のうえ、通常の
申告と同様に県税事務所へ申告書を提出し、軽減後の税額を納付して
ください(裏面記載例を参照)。

- 認定取消(変更)を受けたことにより納税額が増加する場合は、認定取消(変更)通知から
1月以内に県税事務所へ事業税の修正申告書を提出してください。

○税務手続についてのお問い合わせ先

県税事務所	電話番号	管轄区域
岐阜県税事務所 個人事業税係・法人事業税係	058-214-6873(個人) 058-214-6874(法人)	岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巢 市、羽島郡、本巢郡
西濃県税事務所 事業税係	0584-73-1111(代)	大垣市、海津市、養老郡、不破郡、安八郡、 揖斐郡
中濃県税事務所 事業税係	0575-33-4011(代)	関市、美濃市、美濃加茂市、可児市、郡上市、加茂 郡、可児郡
東濃県税事務所 事業税係	0572-23-1111(代)	多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市
飛騨県税事務所 事業税係	0577-33-1111(代)	高山市、飛騨市、下呂市、大野郡

【法人事業税申告書 記載例】

消防団協力事業所に係る事業税不均一課税計算書

課税番号	123456789
法人名	株式会社 消防団 様

申請に係る事業年度		令和 2 年 4 月 1 日から 令和 3 年 3 月 31 日まで		
所得割	区分	課税標準額 a	税率 /100 b	税額 a×b
	年 400 万円以下の金額 (29)	4,000,000 円	3.5	140,000 円
	年 400 万円を超え 800 万円以下の金額 (30)	4,000,000 円	5.3	212,000 円
	年 800 万円を超える金額 (31)	33,333,000 円	7.0	2,333,300 円
	軽減税率不適用法人の金額 (33)	円	7.0	0 円
収入割	収入金額 (39)	2,000,000 円	1.0	20,000 円
合計事業税額 (40)				2,705,300 円 c

事業税 摘要

所得金額総額 (66-68) 又は別表5 (6)	(28)
年 400 万円以下の金額	(29)
年 400 万円を超え年 800 万円以下の金額	(30)
年 800 万円を超える金額	(31)
計 (29)+(30)+(31)	(32)
軽減税率不適用法人の金額	(33)
付加価値額総額	(34)
付加価値額	(35)
資本金等の額総額	(36)
資本金等の額	(37)
収入金額総額	(38)
収入金額	(39)

税額控除される金額	
<input type="checkbox"/> cの額×1/2 ≤ 100万円の場合 →「c×1/2」の金額	d
<input checked="" type="checkbox"/> cの額×1/2 > 100万円の場合 →100万円	(27)
1,000,000 円	

不均一課税後の税額
e (c-d)
1,705,300 円

備考 ○数字は、法人事業税申告書(省令様式第6号)における該当欄にあわす。

合計事業税額 (28)+(32)+(37)+(39) 又は (33)+(35)+(37)+(39)	(40)	00	00	仮装経理に基づく法人税制額の控除額 (12)	00
事業税の特定寄附金税額控除額 (41)	(42)	00	00	差引法人税制額 (7)-(8)+(9)-(10)-(11)-(12)	00
差引事業税額 (40)-(41)-(42)	(43)	1,705,300	00	既に納付の確定した当期分の法人税制額 (14)	00
租税条約の実施に係る	(44)	00	00	租税条約の実施に係る法人税制額の控除額 (15)	00
この申告により納付すべき法人税制額 (13)-(14)-(15)	(45)	1,705,300	00	この申告により納付すべき法人税制額 (13)-(14)-(15)	00
算定期間において事務所	(46)	00	00	算定期間において事務所	00

[43] 欄に次により計算した額を記入
[40] - [41] - [42] - [27]

[46] 欄に次により計算した額を記入
[43] - [44] - [45]

摘要	課税標準	税率	税額	すべき均等割額 (8)-(9)	(20)	00
所得割に係る特別法人事業税額 (53)	2,685,300	7.0	187,971 円	この申告により納付すべき道府県民税額 (16)+(17)	(21)	00
収入割に係る特別法人事業税額 (54)	20,000	1.0	2,000 円	(20)のうち見込納付額 (22)	(22)	00
合計特別法人事業税額 (53)+(54)			189,971 円	差引 (21)-(22)	(23)	00

[53] 欄には[32] 又は [33] の額を
[54] 欄には [39] の額を記入
※特別法人事業税には軽減措置が適用されません。

[27] 欄に税額控除される金額を
不均一課税計算書から転記

特別区分の課税標準額 (24)	00	00
同上に対する税額 (24)×(25)	(25)	00
市町村分の課税標準額 (26)	1,000,000	00
同上に対する税額 (26)×(27)	(27)	1,000,000

算 損金の額又は加算高損金額に算入した海外投資等損失準備金勘定への繰入額 (65)	(65)	00	申告期限の延長の処分(承認)の有無	事業税 有・無	法人税 有・無
減 益金の額又は個別帰属益金額に算入した海外投資等損失準備金勘定からの戻入額 (66)	(66)	00	法人税の申告書の種類	青色・その他	
算 外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税額 (67)	(67)	00	この申告が中間申告の場合の計算期間	:	
仮計 (63)+(64)+(65)-(66)-(67)	(68)	00	翌期の中間申告の要否	要・否	国外関連者の有無 有・無
繰越欠損金額等若しくは災害損失金額又は債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額 (69)	(69)	00	還付を受けようとする金融機関及び支払方法	口座番号(普通・当座) 銀行 支店	
法人税の所得金額(法人税の明細書(別表4)の(52))又は個別所得金額(法人税の明細書(別表4)の2(表)の(55)) (70)	(70)	00			
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額 (71)	(71)	00			
還 付 請 求 中 間 納 付 額 (72)	(72)	00			